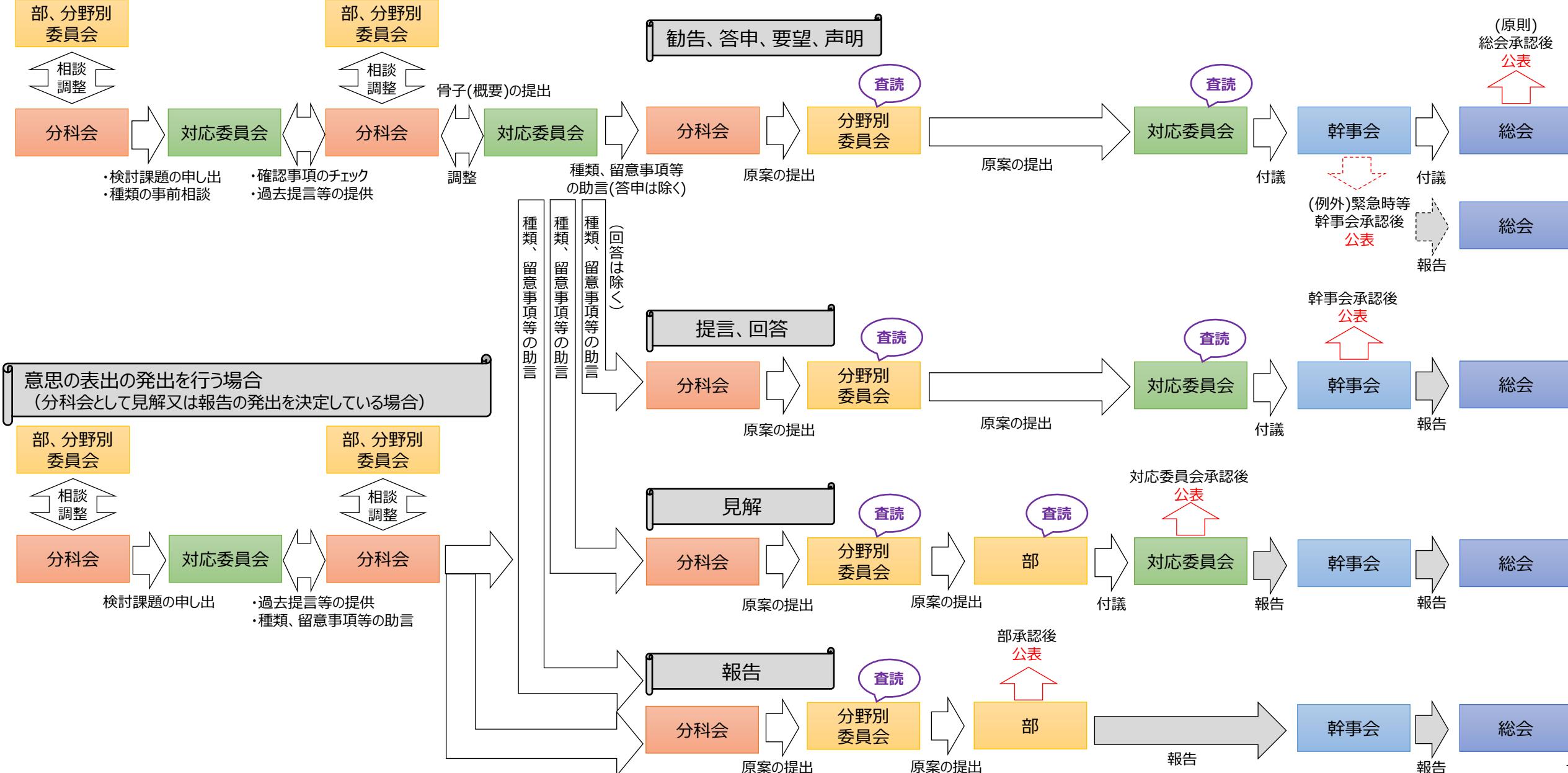


分野別委員会分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

※本資料において、「対応委員会」とあるのは、科学的助言等対応委員会を指す。

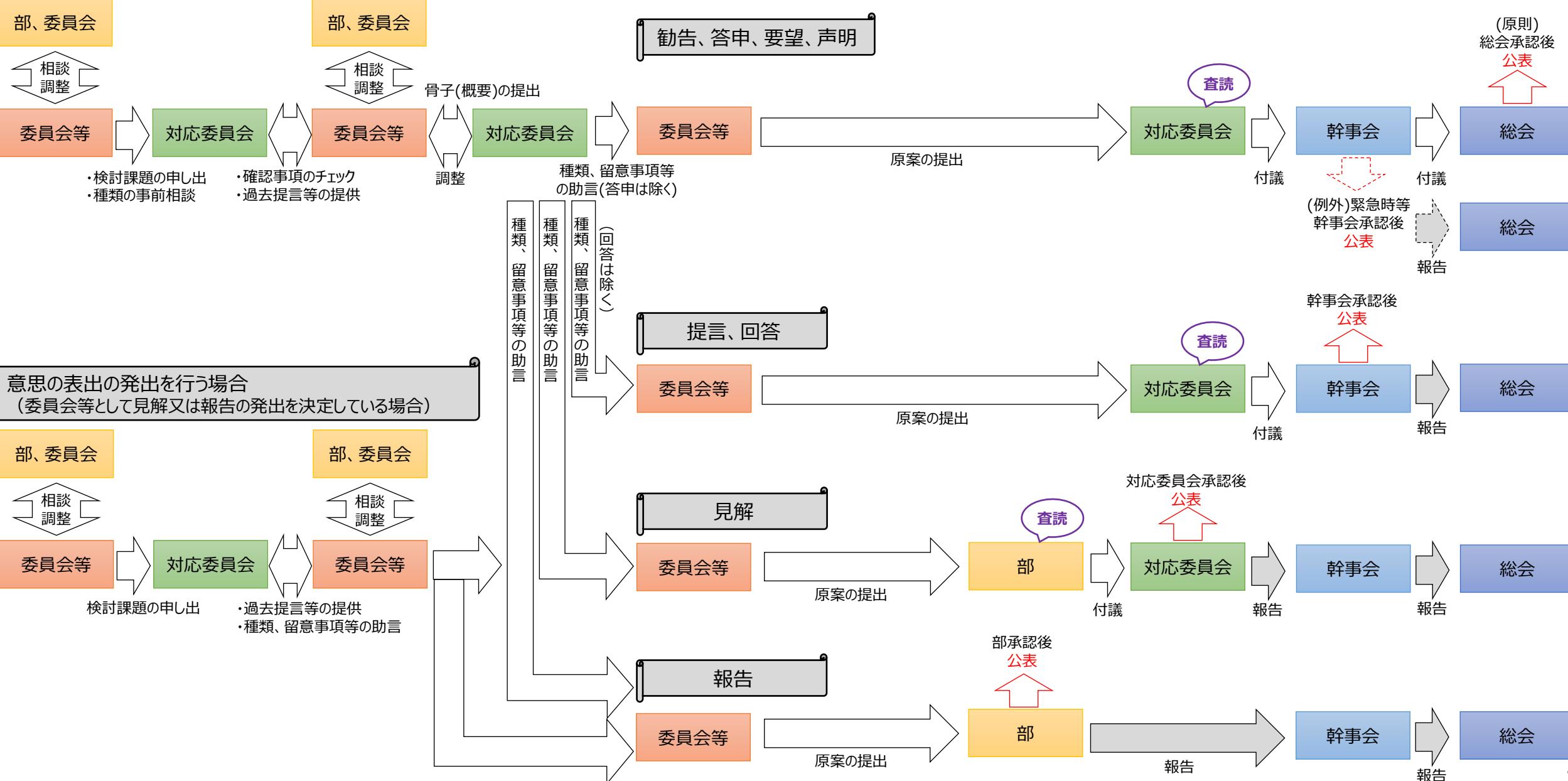
意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)

分野別委員会、部に置かれる分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

※本資料において、「委員会等」とあるのは、分野別委員会又は部に置かれる分科会を指す。

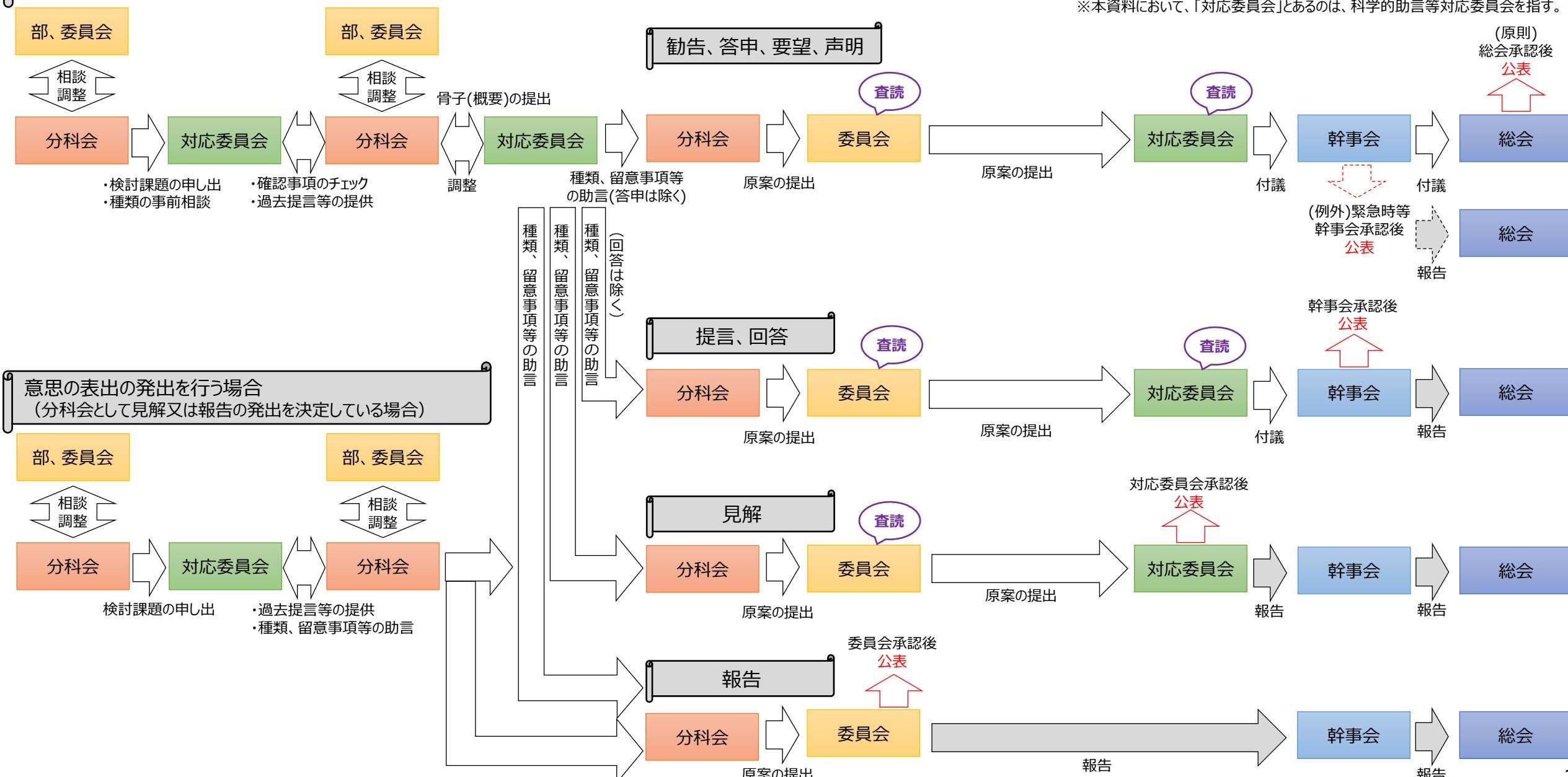
意思の表出の発出を行う場合

(委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)

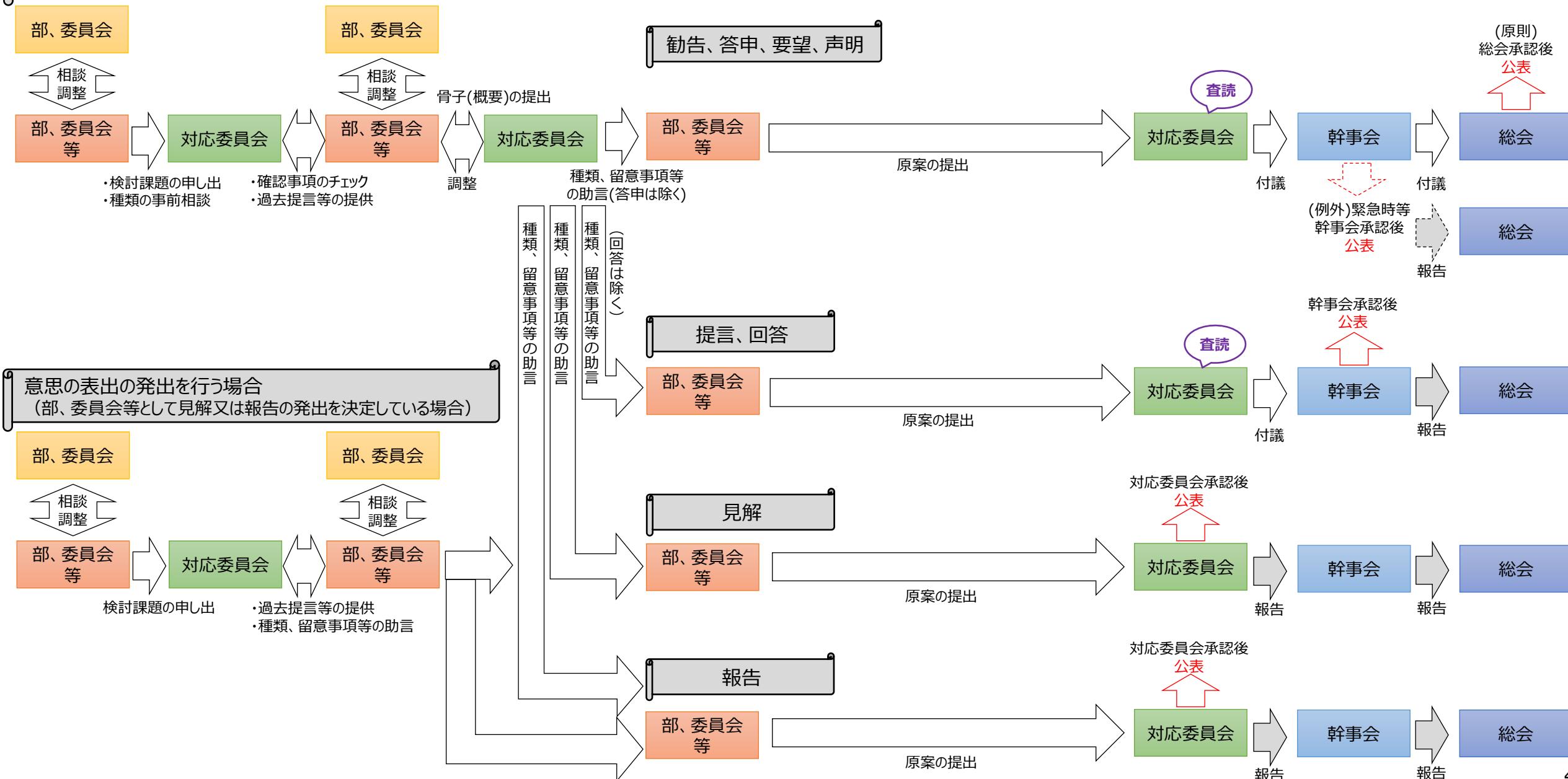


課題別委員会に置かれる分科会、機能別委員会に置かれる分科会、幹事会附置委員会に置かれる分科会における審議の結果を意思の表出として公表する場合

意思の表出の発出を行う場合
(分科会として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)



意思の表出の発出を行う場合
(部、委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合を除く)



意思の表出の発出を行う場合
(部、委員会等として見解又は報告の発出を決定している場合)

